

# 令和5年4月1日から 公共施設の使用料が変わります

## 使用料を改正する施設

観光文化施設	市民交流プラザ、相知交流文化センター、肥前文化会館、 厳木温泉佐用姫の湯、鳴神温泉なのゆ
福祉施設	高齢者ふれあい会館、ひれふりランド、浜玉町世代間交流センター、 肥前町福祉センター、七山鳴神の丘ふれあい館
農林水産施設	水産会館、浜玉農山村改善センター、肥前農産物加工施設、 農漁民センター、呼子台場都市漁村交流施設、呼子交流促進施設
スポーツ施設	スポーツ施設（文化体育館ほか）
教育施設	公民館（21施設）、都市コミュニティセンター、 厳木コミュニティセンター、近代図書館

※詳細は市のHPもしくはQRコードからご確認ください

スマートフォンはこちら→



## 小中学校の体育施設を利用する場合に使用料が必要となります

小中学校の次の体育施設を利用する場合、令和5年4月1日からは使用料が必要となります。ただし、中学生以下で構成する団体が利用する場合は無料です。

- ・屋内運動場（体育館） 2面 400円（1時間当たり）  
1面 200円（1時間当たり）
- ・剣道場 全面 100円（1時間当たり）

スマートフォンはこちら→



## 減免適用の適正化

施設使用料の減免は、施設の設置目的に沿った公益性の高い活動などを支援する場合において、例外的に認められるものです。

これまで一部の施設では、市が後援する取組みの場合は使用料が減免されていましたが、今後は、施設の設置目的などにより減免を決定しますので、市が後援していることだけでは減免されません。

## 改正の理由

これまで市の公共施設の使用料は、過去の経緯や近隣自治体の類似施設の事例などを参考に設定するなど、算定方法が一律ではありませんでした。

また、施設の維持管理に必要な経費の不足分については、市民の皆さまの税金でまかなわれており、施設を利用しない人にも間接的に負担していただいていた。そのため、統一したルールのもと使用料を改正します。

## 改正の考え方

### ➤ 負担の公平化

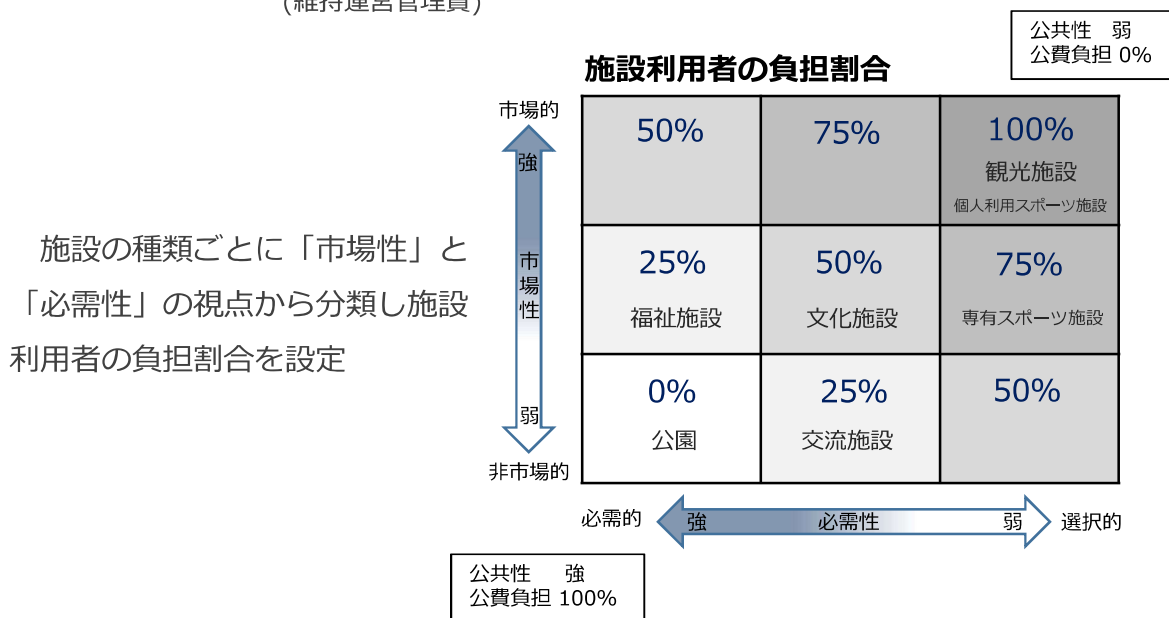
施設を利用する人（受益者）が相応の費用を負担する「受益者負担の原則」

### ➤ 算定方法の明確化

数値・費用・計算式などを明確にし、原則、同じ算定方法で算出

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{施設利用者の負担割合}$$

(維持運営管理費)



### ■問い合わせ

唐津市 政策部 行政改革課

〒847-8511 唐津市西城内1番1号 TEL 0955-72-9110